

令和元年度東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ

募集要項

1 研修の目的

本研修は、病院に勤務する管理監督的立場にある看護職員が、人員、環境、情報管理等のマネジメントに係る実践的な対応方法及び教育技法を習得することで、病院全体の認知症対応力向上を図ることを目的とする。

2 研修の教育目標

- (1) 各施設の実情に応じた認知症への対応方法を検討し、管理の視点から適切なケア体制を構築することができる。
- (2) 自施設において、看護職員を対象とした認知症ケア改善のための研修（基礎知識相当）を実施することができる。

3 実施主体

東京都

4 研修対象者

以下 (1) (2) の条件をすべて満たす職員とする。

- (1) 東京都内の病院で勤務する管理監督的立場の看護職員（師長級以上の職員、又は病院の認知症ケアの改善に向けた取組の企画等を担当している職員）
- (2) 「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ」の修了者
 - ※ 東京都における看護師向けの認知症対応力向上研修の体系については、別紙4「令和元年度東京都における看護師向けの認知症対応力向上研修の体系について」をご参照ください。
 - ※ 受講要件の詳細については、別紙5「令和元年度東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ Q&A」をご確認ください。

5 研修日程

令和2年2月8日（土曜日） 午前9時30分から午後5時50分まで

6 募集定員

120名程度（申込は1病院当たり1名までとなります。）

7 カリキュラム

別紙2「令和元年度東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ カリキュラム（予定）」のとおり

8 研修会場

A P市ヶ谷 Learning Space （東京都千代田区五番町1-10）

9 受講料

無料

10 申込方法及び申込期限

(1) 申込方法

別紙3「推薦書兼受講申込書」を郵送にて、下記申込み先まで御提出ください。

(2) 申込期限

令和元年11月25日（月曜日）まで

11 申込み・問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課 認知症支援担当 荒井 宛

電話番号：03-5320-4277

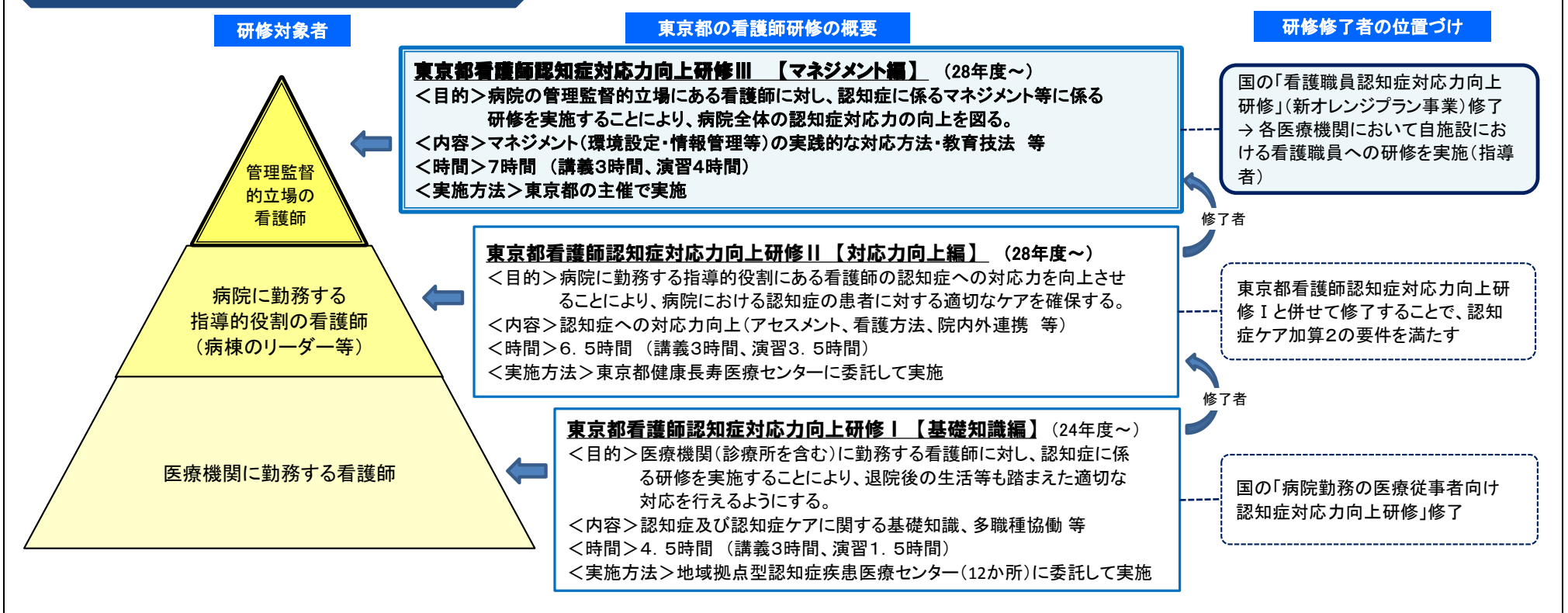
12 その他

- (1) 受講の可否については、東京都福祉保健局高齢社会対策部で決定し、令和元年12月中旬ごろに各病院の受講者宛てに、受講決定通知をお送りいたします。申込後、受講可否に係る通知が届かない場合は、必ず上記申込み先までお問合せください。受講決定通知により、事前に受講決定を受けていない場合は、当日研修会場へお越しいただいても受講できませんので御注意ください。
- (2) 申込者数が定員を上回る場合は、受講できない場合がありますので、予め御了承ください。
- (3) 受講決定者には、受講に先立ち事前課題を御提出いただく予定です。詳細については、受講決定時に御案内いたします。
- (4) 受講者には都知事名の修了証書を発行いたします。
- (5) 研修を受講された方の名簿は、必要に応じて区市町村へ提供いたしますので、予め御了承下さい。
- (6) 本研修会場には、昼食の持ち込みが可能です。が、ごみ箱の使用はできませんので、ごみは各自お持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- (7) 別紙5「令和元年度東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ Q&A」によくあるお問合せをまとめておりますので、併せてご参照ください。

令和元年度の東京都における看護師向けの認知症対応力向上研修の体系について

- 「認知症施策総合戦略(新オレンジプラン)」で規定された『看護職員認知症対応力向上研修』(18時間)を、『東京都看護師認知症対応力向上研修』では **I型研修(基礎知識編)**、**II型研修(対応力向上編)**、**III型研修(マネジメント編)**に分割して実施する。
- I型研修は、病院勤務の一般看護師等、II型研修は指導的役割の看護師、III型研修は管理監督的立場の看護師を対象とし、I型研修から順次ステップアップして受講するものとする。
- III型研修までの受講により、自施設における看護職員への研修(認知症ケアの基本知識等)を企画・実施できるようにする(指導者養成研修としての位置づけ)。

東京都看護師認知症対応力向上研修の体系



令和元年度東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲ Q & A

項番	質問内容	回答
受講要件について		
1	受講者要件の「管理監督的立場の看護職員」とは、看護師長等の役職の者でなくてはならないか。	<p>師長級以上の職員又は病院の認知症ケアの改善に向けた取組の企画等を担当している職員が対象となります。</p> <p>別紙2のカリキュラムにて研修内容を御確認の上、お申込みください。</p>
2	研修対象者の要件のうち、(1)又は(2)のどちらかを満たしていれば申込可能か。	受講者要件は、(1)(2)の両方を満たさなければ申込みできません。
3	他の団体等が実施した認知症ケアに関する研修を修了しているが、申込可能か。	<p>平成28年度以降、<u>東京都又は東京都健康長寿医療センターが実施した「東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅱ」を修了した方が申込可能</u>です。<u>これ以外の研修については受講対象外となります。</u></p> <p>研修の修了者には、<u>都知事名の修了証書</u>が交付されています。お申込みの際は、右上に記載された研修修了証書番号を受講申込書に記載してください。</p>
4	平成30年度以前の東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲを修了したが、令和元年度に再度受講することは可能か。	すでに東京都看護師認知症対応力向上研修Ⅲを修了された方は <u>受講対象外</u> となります。
その他		
5	今後の研修の開催予定を知りたい。	令和2年度以降の開催については、現時点では未定です。決定後、東京都のポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」等でお知らせします。